

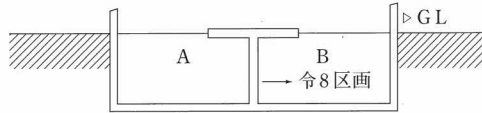
第2 連結散水設備（令第28条の2）

2.1 設置を要する防火対象物

(1)

規 模 等	一 般
防火対象物 (1)項～(15)項・(17)項	地階の床面積の合計700㎡以上
(16の2)項	延べ面積700㎡以上

注 (16)項の防火対象物は、令9の適用を受ける。



注 700㎡以上、未満の算定は、A、Bを合計しない。

2.1 図1 延べ面積が700㎡以上の地下街

2.2 代替

- (1) 送水口を附置したスプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備、不活性ガス消火設備、ハロゲン化物消火設備又は粉末消火設備の有効範囲内（移動式を含む。）
- (2) 連結送水管を基準の例により設置した場合で、かつ、排煙設備を基準の例により設置した部分又は規則29①(1)により排煙設備を要しない部分

2.3 連結散水設備の散水ヘッドを要しない部分（規則30の2）

- (1) 主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、耐火構造の壁若しくは床又は自動閉鎖の防火戸で区画された部分で、当該部分の床面積が50㎡以下のもの
- (2) 浴室、便所、水槽室
- (3) 洗面所及び脱衣所（非特定防火対象物（(9)項口を除く。）で燃焼器具、設備が設置されていないもの）
- (4) 主要構造部を耐火構造とした防火対象物のうち、耐火構造の壁若しくは床又は自動閉鎖の特定防火設備である防火戸で区画された次の部分
 - ・エレベーターの機械室、機械換気設備（ボイラー室を含む。）の機械室、ポンプ室、冷凍機室、通信機器室、電子計算機器室、電話交換室、電子計算機室、資料室、放送室、中央管理室

④ 第2 連結散水設備

- (5) 発電機室，変圧器室，蓄電池室，充電装置室，配分電盤室
- (6) エレベーター又は配膳専用昇降機の昇降路，リネン，メール又はダストシュート，パイプ又は吸排気ダクト（エアーチャンバー等）
- (7) 天井裏の高さが0.5m未満の天井裏
- (8) 天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした天井裏
- (9) 規則13③(6)及び(8)に規定する部分並びにS 50.6.16消防安65に適合する次の部分
 - (ア) ドライエリア等に関する部分
 - (イ) 令別表第1(10)項に関する部分
- (10) 金庫室のうち，耐火構造で区画され，かつ，開口部に特定防火設備が設けられたもの（S 54.6.22消防予118）

2.4 構造等

- (1) 散水ヘッド

2.4 表1

形式別	各部分からヘッドまでの水平距離	1の送水区域のヘッド数	ヘッド取付け個数と管口径(呼び径)						放水圧力
			ヘッド数						
			1・2	3	4・5	10まで	20まで	放水量	
・開放型散水ヘッド ・閉鎖型散水ヘッド	3.7m以下	10以下	32A以上 40A以上	50A以上	65A以上	80A以上	—	0.5MPa 180ℓ/min以上	
閉鎖型スプリンクラーヘッド	※2.3m以下 (高感度ヘッドを除く。)	20以下	25A以上	32A以上	40A以上	50A以上	65A以上	0.1MPa 80ℓ/min以上	

注 1の放水区域のヘッドは，開放型散水ヘッド・閉鎖型散水ヘッド又は閉鎖型スプリンクラーヘッドのいずれか1形式とする。

注 ※印は，耐火以外2.1m

- (2) 送水口

ア 消防ポンプ自動車容易に接近でき，かつ，送水操作が容易にできる位置に設けること。

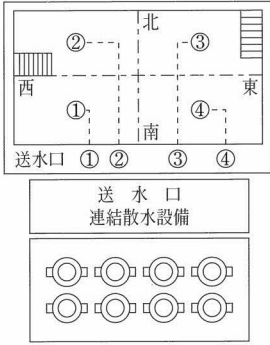
イ 双口形のものとする。 (散水ヘッドの数が4以下は双口形としないことができる。)

ウ 地盤面からの高さは0.5m以上1m以下又は地盤面から深さが0.3m以内の箇所に設けること。

④ 第2 連結散水設備

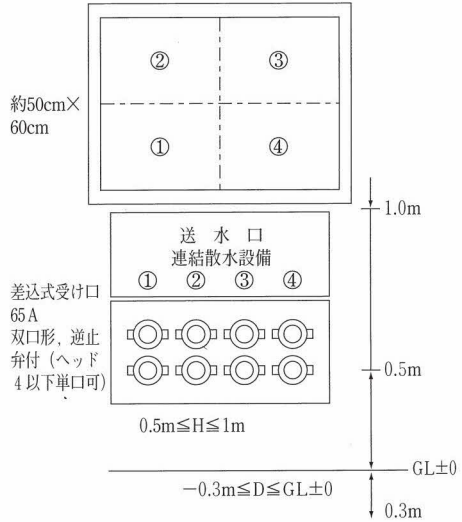
エ 見易い箇所に連結散水設備の送水口である旨を表示した標識並びに送水区域、選択弁及び送水口を明示した系統図を設けること。

例 1



2.4 図1

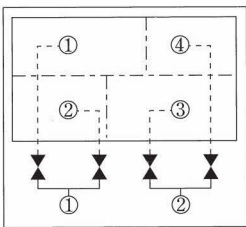
例 2



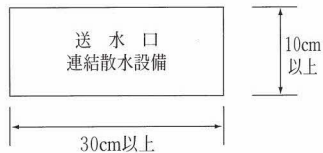
2.4 図2

注 消防車の接近及び送水操作の容易な位置

例 3



2.4 図3



2.4 図4

地……赤 又は鋳物等で鮮明なもの
文字…白

注 標識は、耐食性を有するものであること。

(3) 配管

ア 材質 ② I 2.9 の例による。亜鉛メッキ等の耐食措置済みのもの。

イ 管接続 { ・ねじ接続
・差込み溶接式管継手 } のいずれかによる。

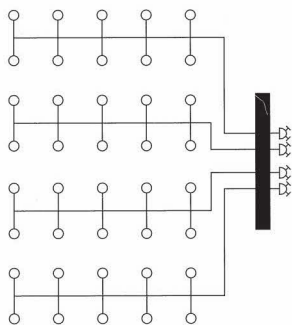
ウ 支持金具 堅ろう、耐熱性あり。

④ 第2 連結散水設備

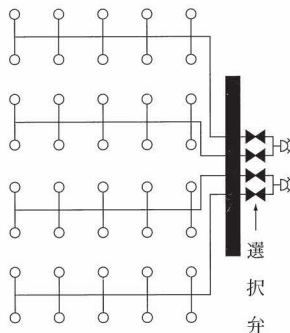
エ 配管内の水を有効に排水できる措置を講ずること。

2.5 配管系統図

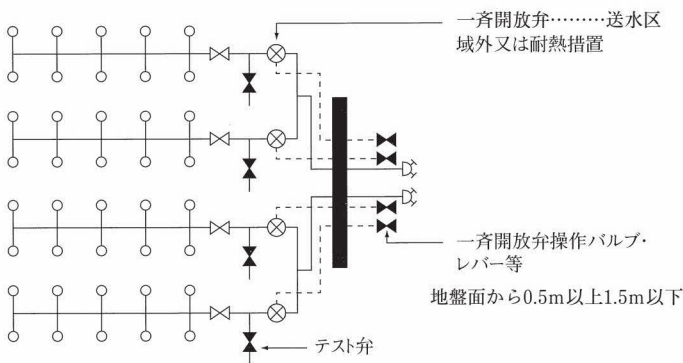
(1) 開放型散水ヘッド



2.5 図1



2.5 図2

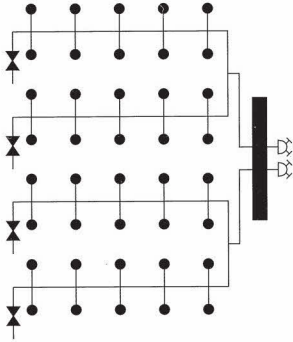


2.5 図3

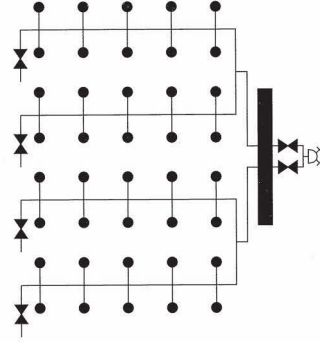
注1 バルブ類には、「常時開」又は「常時閉」の表示をすること。

注2 1送水区域が2以上の防火区画にわたる場合は、閉鎖型散水ヘッド又は閉鎖型スプリンクラーヘッドとすること。

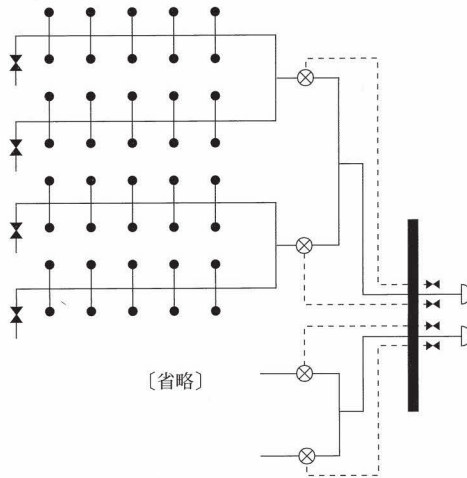
(2) 閉鎖型ヘッド



2.5 図4



2.5 図5



2.5 図6